

平成28年度

事業計画書

福島県危機管理部

目 次

第1章 危機管理部の組織体制

第1 危機管理部の組織	2
第2 危機管理部の分掌事務	3

第2章 危機管理部の基本方針と主な事業

第1 平成28年度基本方針	6
第2 危機管理部の主な事業	8

第3章 危機管理部の事業計画

平成28年度危機管理部の事業計画	12
------------------	----

第4章 主要な行事

平成28年度主要な行事予定	26
---------------	----

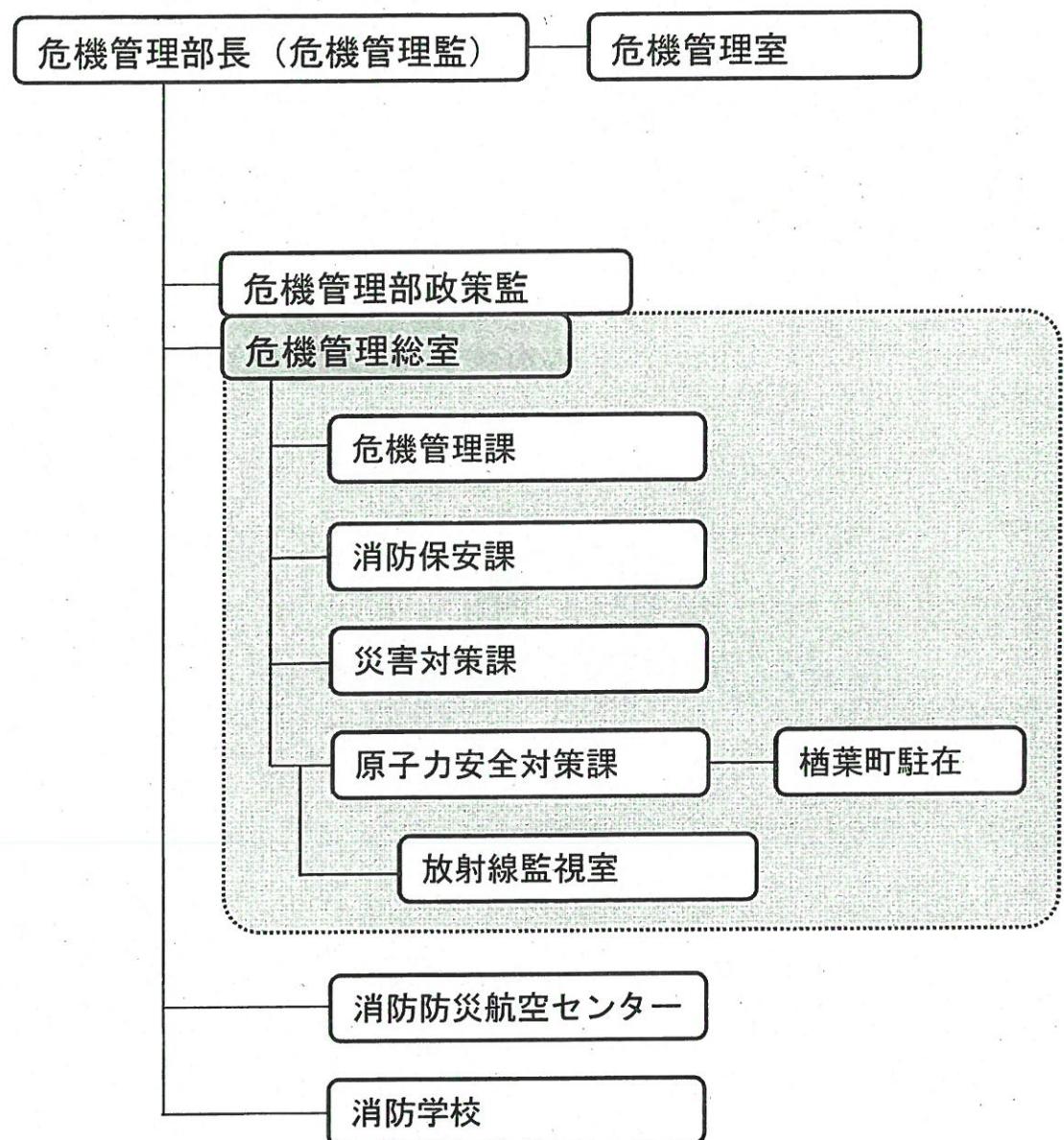
第5章 資料

第1 関係各種計画	28
第2 関係法令・所管条例等	30
第3 関係団体・出資団体	32
第4 附属機関等	33

第1章

危機管理部の組織体制

第1 危機管理部の組織



第2 危機管理部の分掌事務

危機管理室

- 1 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。
- 2 安全及び安心の確保に関する施策に係る県の行政政策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
- 3 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。
- 4 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。
- 5 その他特に知事から指定された事項に関すること。

危機管理総室

危機管理課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 危機管理に係る総合企画及び調整に関すること。
- 4 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 国民保護法制に関すること。
- 7 國土強靭化地域計画に関すること。
- 8 消防防災航空センター及び消防学校に関すること。

消防保安課

- 1 消防に関すること。
- 2 火災の予防に関すること。
- 3 危険物の規制に関すること。
- 4 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。
- 5 火薬類及び獵銃の取締りに関すること。
- 6 電気工事士及び電気工事業に関すること。
- 7 県地域防災計画の実施に関すること。

災害対策課

- 1 災害対策に関すること。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 被災者生活再建支援制度等に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。

- 4 総合情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。

原子力安全対策課

- 1 原子力安全対策の総合調整に関すること。
- 2 原子力発電所施設に係る安全対策に関すること。
- 3 原子力災害対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。

放射線監視室

- 1 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。
- 2 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。

第2章

危機管理部の基本方針と主な事業

第1 平成28年度危機管理部の基本方針

〈危機管理部の目標〉 県民の安全・安心の確保

〈平成28年度事業の3つの柱〉

- 1 危機管理体制の強化
- 2 原子力発電所周辺地域の安全確保
- 3 防災対策の強化

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から5年が過ぎ、ふくしまの復興は着実に進んでいる一方、地震、津波、そして原発事故による災害により、今もなお10万人近い多くの県民が避難生活を余儀なくされている。

自然災害においても、集中豪雨による土砂災害や洪水、火山災害等が全国で相次いでおり、本県でも、平成23年新潟・福島豪雨や、平成27年9月の関東・東北豪雨において大きな被害を受け、また吾妻山の火山活動がやや活性化しているなど、万が一に備えた防災対策の一層の強化が求められている。

また、本県の復興のためには、廃炉の取組が安全かつ着実に進むことが大前提であり、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保が何よりも重要である。

さらに、北朝鮮によるミサイル発射、世界各地で発生しているテロや感染症など、県民生活に影響を与えるかねない危機事象に対しても、関係機関と一体となって的確に対応することが必要となっている。

県では、指揮命令系統の一元化及び明確化により迅速かつ的確な初動対応や情報収集機能の強化を図るため、平成27年4月に危機管理部を設置し、平成28年度には危機管理センターを開所するなど、ソフト・ハード両面にわたる体制の整備を進めてきた。

このような中、平成28年度の危機管理部では、「県民の安全・安心の確保」を部の基本方針とし、この具体化に向けて、「危機管理体制の強化」、「原子力発電所周辺地域の安全確保」、「防災対策の強化」を部の施策体系の柱として、各種の施策に取り組む。

1 危機管理体制の強化

大規模な災害や鳥インフルエンザの発生など、大規模な危機事象が発生した場合には、全庁一丸となった迅速かつ適切な初動対応が必要であり、また、県だけではなく、市町村、警察、消防、自衛隊等が連携して対応することが不可欠である。このため、危機管理センターを県庁のみならず、県全体の危機管理の拠点として位置づけ、県内の情報を一元的に集約し、対処方針を決定するほか、センター内に参集する警察、消防、自衛隊等の関係機関と一体となって災

害等への即応体制を確立し、県全体の危機管理体制の強化を図っていく。

また、このような迅速かつ的確な対応には、平時から職員の危機対応力の向上、関係機関との連携体制構築が必要になる。このため、職員向けのセミナー開催や各種訓練を実施するなど、職員の危機管理意識向上を図るとともに、新たに開設する危機管理センターに見学者を受け入れ、防災に関する学習や自主防災組織の研修などを実施し、県民の防災意識の高揚を図っていく。

2 原子力発電所周辺地域の安全確保

廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であることから、専門家等で構成する廃炉安全監視協議会による立入調査等により国及び東京電力の取組を監視していくとともに、発電所周辺や県内における環境への影響を把握するために放射線のモニタリングを実施し、その結果を県民に分かりやすく提供していく。

また、原子力防災訓練等により職員の対応力を高めるとともに、平成28年度に南相馬市と楢葉町に開所する緊急時の原子力防災の拠点となるオフサイトセンターを活用して、原子力防災対策を進めていく。

3 防災対策の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応のために、総合情報通信ネットワークや合同庁舎等における非常用発電設備の整備など、災害時に備えた環境整備を図るとともに、県と市町村、防災関係機関が連携した訓練等を通じ、職員の防災対応力の向上、連携体制の強化を図っていく。

また、地域防災力の中核である消防団の充実・強化を図るため、消防団幹部等を対象とした方部別の消防団員確保対策研修会や高校生を対象とした消防防災出前講座を開催するとともに、消防団員の約8割が被雇用者であることを踏まえ、事業所等への訪問活動を行い、消防団活動への理解を促進していく。

さらに、大規模災害が発生した際には、行政機関だけの対応には限界があるため、県民や地域における防災意識の向上や地域における自主防災組織のリーダーの育成などに取り組み、平素から「自分の身を自分の努力によって守る」、「地域や近隣の人が互いに協力し合う」という自助・共助の啓発を進めていく。

第2 危機管理部の主な事業

※ ◎は重点事業、(新)は平成28年度新事業

危機管理拠点の整備

1 危機管理拠点の整備

- ◎ (新)危機管理拠点整備事業 60,876千円
拠点施設において、通信機器、モニター等の設備を整備

2 危機管理拠点を活用した訓練や情報発信

- ◎ (新)危機管理・情報発信推進事業 3,555千円
見学者の積極的な受入を行い、映像やパネル等を活用した危機管理に関する情報の発信を行うことで、自助・共助を促進
- 危機管理推進事業 1,172千円
職員向けに危機管理セミナーの開催
- 国民保護訓練 2,900千円

【69,687千円】



※北庁舎の2階、3階に危機管理拠点を設置

原子力発電所周辺地域の安全確保

【2,987,477千円】

1 廃炉に向けた取組の監視

- ◎ 原子力安全監視対策事業 121,893千円
福島第一原子力発電所の安全確保のため、専門家や住民による監視体制により、廃炉に向けた取組を確認

廃炉に向けた安全監視



2 環境放射線モニタリングの充実

- ◎ 緊急時・広域環境放射能監視事業 1,995,738千円
福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境監視を行うとともに、測定結果を広く公表

モニタリングポスト



3 原子力防災体制の整備

- ◎ 原子力防災体制整備事業 627,656千円
県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し、緊急時連絡網システム及び防災資機材の整備の他、原子力防災訓練を実施
- ◎ 原子力災害対策センター整備事業 56,794千円
新たな原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を整備

南相馬原子力災害対策センター
(南相馬オフサイトセンター)



4 帰還に向けた取組

- ◎ ふるさとふくしま帰還支援事業 135,396千円
リアルタイムでふるさとの状況を確認できるウェブカメラの維持管理費を市町村等に対して補助
- ◎ 避難区域内化学物質等処理促進事業 50,000千円
避難区域内に残置されているLPガス容器を回収

楢葉原子力災害対策センター
(楢葉オフサイトセンター)



防災対策の強化

【1,129,508千円】

1 自助の促進

- ◎● (新)ふくしま防災フェア 3,137千円
日赤との連携により、自助の促進を図るため、防災フェアを開催
- ◎● 防災セミナー 1,479千円
災害対応について、市町村職員、消防職員等が実践的に学ぶセミナーを開催（2回）
- ◎● (新)自主防災活動促進事業 1,367千円
自主防災組織への講師派遣、自主防災組織等の意見交換会を開催



※ ●は福島県防災対策強化事業の小事業

2 共助の促進

- ◎● 防災士養成事業・防災士養成フォローアップ事業 4,170千円
防災士を養成、防災士のための研修会を開催
- ◎● 要支援者避難対策地域連携事業・避難行動要支援者避難訓練事業 1,299千円
避難行動要支援者の避難個別計画の作成を進めるため、各地域で関係機関会議を開催、避難訓練を実施



3 公助

- ◎● 防災資機材整備等事業 3,291千円
火山防災資機材（ヘルメット、防毒マスク等）の整備他
- ◎● 情報連絡員連絡経費 4,438千円
市町村に派遣する情報連絡員のための衛星携帯電話通信費
- ◎● 災害時燃料備蓄事業 2,106千円
災害時中核給油所等に燃料を備蓄
- ◎● 災害応援協定ネットワーク構築事業 80千円
協定先との意見交換を実施

〈火山防災〉

- ◎ 火山防災対策事業 915千円
国、関係市町村、気象台、消防、警察、自衛隊、火山専門家等が連携して火山活動の状況や警戒避難体制等について協議し、火山防災対策を推進

〈防災施設・設備の整備〉

- 総合情報通信ネットワーク整備事業 796,811千円
システムの改修
- 非常用電源整備事業 25,466千円
合同庁舎に非常用発電機を設置

〈防災ヘリ〉

- 消防防災ヘリコプター運航事業 243,016千円

〈備蓄〉

- 備蓄物資整備事業(H24～) 441千円
避難者へ供給する食料（1万人×3日×3食分）や生活必需品の備蓄物資を保存期間に応じて更新

〈防災訓練〉

- 総合防災訓練 1,500千円

〈石油コンビナート防災対策〉

- 石油コンビナート等防災対策推進事業 8,090千円
石油コンビナート防災アセスメント調査

〈被災者支援〉

- (新)被災者住宅再建支援事業 10,000千円
全壊等の住宅被害に対して、被災者生活再建支援法が適用とならない場合に県独自の支援金を支給

〈消防体制の充実〉

- 救急高度化推進事業 21,138千円
各消防本部における救急救命士の養成を支援
- 消防団入団促進支援事業 764千円

第3章

危機管理部の事業計画

平成28年度危機管理部の事業計画

(用語説明)

(新): H28年度新規事業	《重点》: 重点事業	〈復興〉: 復興・再生事業
【特原】: 福島特定原子力施設地域振興交付金		【加速化】: 福島再生加速化交付金
「使用」: 使用料収入	「負担」: 負担金	「国庫」: 国庫支出金
「手数」: 手数料収入	「財収」: 財産収入	「諸収」: 諸収入
「繰入」: 基金等からの繰入		

〈危機管理課〉

事業名	H28当初予算額 (単位: 千円)	内 容
1 危機管理の推進		
①危機管理推進事業	1,172	危機に迅速かつ的確に対応する組織を目指すため、管理職員を対象とした危機管理セミナーを開催する。
②(新) 《重点》 危機管理・情報発信 推進事業	3,555	<p>1 危機管理体制の強化 危機管理センターを活用した訓練等を実施する。</p> <p>2 自助、共助に係る理解の促進 危機管理センターの見学を積極的に受け入れ、映像やパネルを使用するなどにより、防災意識の高揚、防災教育の推進を図る。</p> <p>3 県の防災・危機管理の取組を体系的に分かりやすく広報する。</p>
③危機管理事務経費	1,960	危機管理に必要な事務経費
④危機管理事業運営費	762	危機管理や安全・安心に係る事業の実施に関する経費
計	7,449	
2 国民保護の推進		
①国民保護推進事業	967	<p>1 県民等保護協議会、幹事会の開催</p> <p>2 県の国民保護計画の変更</p>
②県国民保護訓練	300	国民保護法に基づき、県総合防災訓練と連携を図りながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための訓練を実施する。
③国民保護共同図上訓練	2,600	国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、図上訓練を実施する。
計	3,867	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
3 危機管理拠点の整備		
①総合情報通信ネットワーク整備事業 (危機管理拠点設備整備分)	174,268	県庁北庁舎に設置する危機管理センターに必要な設備・機器等を整備する。
②《重点》危機管理拠点整備事業	60,876	県庁北庁舎に設置する危機管理センターに必要な備品等を整備する。
計	235,144	
4 危機管理部の運営		
①危機管理総室運営費	5,328	危機管理部及び危機管理総室の円滑な事務事業の執行を図るための経常経費
②部局事務調整費	10,000	年度途中における新たな財政需要に対して部局の判断のもとに充当を行う。
計	15,328	
5 寄付金積立事業		
原子力災害等復興基金積立事業	90,954 (財収 3,354) (寄附 87,600)	東日本大震災からの復旧復興事業を行うために頂いた寄附金及び資金運用により発生する利子を原子力災害等復興基金に積み立てる。
合計	352,742 (財収 3,354) (寄附 87,600)	危機管理課の事業合計

〈消防保安課〉

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
1 消防事務		
①消防職・団位・ 叙勲、表彰等事業	(手数 2,021 507)	1 叙位・叙勲及び褒章該当者の推薦（春・秋・危険業務分野及び隨時） 2 消防庁長官表彰等の推薦 3 第69回福島県消防大会における各種知事表彰 4 退職消防団員の報償推薦 5 新任消防団員に対する研修
②県消防協会指導事業 補助金事業	1,500	(公財)福島県消防協会が実施する消防団員・職員の資質向上及び消防思想の普及啓発事業等に対する補助を行う。
③指導事務経費	(手数 1,680 201)	1 消防行政の指導 2 消防防災施設等に係る国庫補助金の事務に関する経費 3 消防防災年報の作成 4 緊急消防援助隊合同訓練負担金
④消防団入団促進支援 事業	(手数 764 764)	消防団への加入促進に向けた次の事業を行う。 1 ふくしま消防出前講座の実施 2 消防団維持・確保事業（消防団員確保対策研修会）の実施
⑤第40回福島県消防 操法大会	(手数 801 801)	消防団員の消防技術の及び消防活動の円滑な遂行のため、福島県消防操法大会を開催する。
計	6,766 (手数 2,273)	
2 火災予防		
①消防設備士免状交付	(手数 737 737)	1 消防設備士試験の合格者等からの申請に対する消防設備士免状を交付する。 2 (一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を委託する。
②消防設備士講習	(手数 5,516 5,516)	(一社)福島県消防設備協会への委託による消防設備等の工事又は設備に関する講習を実施する。
③火災予防運動絵画・ ポスターコンクール	(手数 48 48)	火災予防思想の普及を図るため、火災予防絵画・ポスターコンクールを実施する。
④消防情報統計電算 処理委託事業	(手数 395 395)	消防庁指定機関への委託による消防情報統計の電算処理を実施する。
計	6,696 (手数 6,696)	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
3 危険物規則		
①危険物取扱者免状交付	11,628 (手数 11,628)	1 危険物取扱者試験合格者等からの申請に対し、危険物取扱者免状を交付する。 2 (一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を実施する。
②危険物取扱者保安講習	15,624 (手数 15,624)	(一財)福島県危険物安全協会連合会への委託による危険物取扱者保安講習を実施する。
③危険物規制事務調査統計電算処理委託事業	46 (手数 46)	消防庁指定機関への委託による危険物規制事務統計の電算処理を実施する。
④福島県危険物事故防止連絡会	23 (手数 23)	関係機関との情報交換、アクションプランの調整等による危険物事故防止策の推進を行う。
⑤指導事務経費	658 (手数 658)	1 危険物取扱者保安講習に対する講師の派遣 2 危険物事故防止等に係るセミナー等への参加
計	27,979 (手数 27,979)	
4 消防学校		
①消防職・団員の教育訓練	27,552 (諸収 49)	1 消防職員教育 (初任教育、基礎教育、専科教育、幹部教育) 2 消防団員教育 (専科教育、幹部教育) 3 自衛消防隊員教育 4 少年消防クラブ員教育等
②消防学校派遣教官に関する事業	56,637	消防学校へ教官を派遣している市及び組合に対する人件費の負担金
③消防学校維持管理	45,282 (財収 594) (繰入 3,057) (諸収 2,042)	消防学校の庁舎等の維持管理経費
計	129,471 (財収 594) (繰入 3,057) (諸収 2,091)	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
5 救急高度化の推進		
①【特原】 救急高度化推進	31,507 (国庫 21,138)	救急業務の高度化を推進し、救命率の向上を図るため、 救急救命士の養成等を行う。 1 救急救命士養成研修に対する補助 2 検証医・救急技術指導者講習会の開催 3 (一財)救急振興財団運営負担金
②傷病者搬送受入協議会	1,189	「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」策定後の状況調査・分析、見直しを行う。
計	32,696 (国庫 21,138)	
6 電気工事業の保安指導事業		
電気工事業者の保安指導及び電気工事士免状の交付事務	3,456 (手数 3,447) (諸収 9)	1 電気工事業者の登録・登録更新等事務の実施と立ち入り検査時等に保安指導を実施する。 2 資格試験合格者等の申請に対し、電気工事士免状を交付する。
7 猟銃・火薬類の取締り及び保安指導事業		
火薬類取締業務	1,147 (手数 1,147)	1 各種許可・検査等取締りを実施する。 2 資格試験合格者に免状を交付する。
8 高圧ガス等の取締り及び保安指導事業		
①高圧ガス取締業務	14,689 (手数 14,643) (諸収 46)	1 各種許可・検査等取締りを実施する。 2 高圧ガス保安員の設置経費
②製造保安責任者、販売主任者等免状交付事業	883 (手数 883)	資格試験合格者等の申請に対し、免状を交付する。
③《重点》【加速化】 避難区域内化学物質等処理促進事業 (L P ガス)	50,000 (国庫 50,000)	避難指示区域内に残置されたL P ガス容器の回収・処分に必要な経費を補助する。
計	65,572 (国庫 50,000) (手数 15,526) (諸収 46)	
合計	273,783 (国庫 71,138) (手数 57,068) (財収 594) (繰入 3,057) (諸収 2,146)	消防保安課の事業合計

〈災害対策課〉

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
1 自衛官募集事務費		
募集広報の企画及び実施	(国庫 617 617)	自衛隊法に基づき自衛官の募集に関する事務の一部を行う。
2 自衛隊災害派遣事務費		
自衛隊災害派遣事務経費	46	風水害、地震、津波等の自然災害に備えるため、平常時から自衛隊との連携強化を図る。
3 防災事務指導費		
①震度情報ネットワークシステム保守管理事業	(繰入 4,268 4,268)	震度情報ネットワークシステムの機器の精度を保つための保守管理等を行う。
②防災事務指導経費	3,256	市町村及び防災関係機関に対して、防災に関する法令や制度の周知等を行う。
③災害見舞金交付事業	200	災害救助法が適用された市町村が所在する他の都道府県に対して、災害見舞金を交付する。
計	7,724 (繰入 4,268)	
4 防災会議費		
防災会議の開催経費	283	防災会議を開催し、県地域防災計画の修正等を行う。
5 防災訓練費		
県総合防災訓練の実施負担金	1,500	防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。
6 石油コンビナート地区災害対策費		
①石油コンビナート地区災害対策事務指導経費	181	石油コンビナート等防災本部の運営等を行う。
②(新) 石油コンビナート等防災対策推進事業	8,090	石油コンビナート等防災計画における災害想定を見直すため、防災アセスメント調査を実施する。
計	8,271	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
7 防災体制推進費		
①《重点》 火山防災対策事業	915	活動火山対策特別措置法の規定に基づき、吾妻山、安達太良山、磐梯山の山ごとに設置した火山防災協議会の運営を行う。
②防災対策支援事業	5,821 (諸収 25)	防災専門監を設置する。
③《重点》 福島県防災対策強化事業	21,367 (繰入 21,367)	東日本大震災の教訓を踏まえ、防災体制を強化し、防災意識の高揚を図る。 1 防災士養成事業 2 防災士養成フォローアップ事業 3 要支援者避難対策地域連携事業 4 避難行動要支援者避難訓練事業 5 防災資機材整備等事業 6 情報連絡員連絡経費 7 災害時燃料備蓄事業 8 災害応援協定ネットワーク構築事業 9 ふくしま防災フェア 10 防災セミナー 11 自主防災活動促進事業
④(新) 非常用電源整備事業	25,466	災害対策地方本部を設置する合同庁舎に非常用発電機を設置するための設計及び工事を行う。
⑤(新) 被災者住宅再建支援事業	10,000	全壊等の住宅被害に対して、被災者生活再建支援法が適用とならない場合に、市町村を通して県独自の支援金を支給する。
⑥防災出前講座事業	—	職員自らが各地域に出向き、防災に関する情報を直接県民に説明することにより、地域防災力の向上を図り、大規模災害時の減災に努める。
⑦消防防災航空隊による防災啓発事業 (消防防災航空センター)	—	消防防災航空センターで一般県民等の見学を受け入れ、消防防災ヘリコプターの活動等を紹介することで、家庭や地域における防災意識の啓発、地域防災力の強化を図る。 また、県や市町村が実施する防災訓練等へ参加し、訓練会場で防災啓発活動を実施する。
計	63,569 (繰入 21,367) (諸収 25)	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
8 総合情報通信ネットワーク管理事業		
①総合情報通信ネットワーク保守管理事業	98,884 (負担 18,506) (繰入 80,378)	総合情報通信ネットワークの通信設備等の保守管理を行う。
②総合情報通信ネットワーク運営管理事業	149,942 (負担 13,019) (繰入 136,823) (諸収 100)	総合情報通信ネットワークの通信設備等を運営し維持する。
③総合情報通信ネットワーク整備事業	796,811 (負担 10,470) (繰入 12,055)	総合情報通信ネットワークのサーバ更新及び気象庁による新たな防災気象情報の提供に対応するためのシステム改修等を行う。
計	1,045,637 (負担 41,995) (繰入 229,256) (諸収 100)	
9 航空消防防災管理費		
①消防防災ヘリコプター運航事業	242,436 (国庫 5,933) (繰入 236,503)	消防防災ヘリコプターにより空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施する。
②消防防災航空センターの運営	10,105 (使用 46) (繰入 9,463) (財収 592) (諸収 4)	消防防災航空センターの運営等を行う。
③全国航空消防防災協議会経費	400	消防防災ヘリコプターを保有する都道府県等で組織する全国航空消防防災協議会の運営経費の一部を負担する。
④県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業	6,799	県内市町村、消防等で組織している福島県消防防災ヘリコプター連絡協議会に対して助成を行う。
⑤消防防災航空隊派遣職員の交代に伴う経費	3,769	県内の消防本部から派遣されている消防防災航空隊員の交代に伴う経費を負担する。
⑥(新) 消防防災ヘリコプター更新事業	553	消防防災ヘリコプター「ふくしま」の機体の更新について検討を行う。
計	264,062 (使用 46) (国庫 5,933) (財収 592) (繰入 245,966) (諸収 4)	

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
10 救助費		
①災害救助基金の積立	(財収 1,077 635)	災害救助法に基づき災害救助基金の積み立てを行う。
②備蓄物資整備事業	(繰入 441 441)	災害救助基金の運用により食料・飲料水の備蓄を行う。
③災害弔慰金等の支給・貸付	(国庫 9,125 3,750)	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、対象となる被災者に対し、災害弔慰金等の支給や災害援護資金の貸付を行う。
計	(国庫 10,643 3,750) (財収 635) (繰入 441)	
合計	1,402,352 (負担 41,995) (使用 46) (国庫 10,300) (財収 1,227) (繰入 501,298) (諸収 129)	災害対策課の事業合計

〈原子力安全対策課〉

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
1 《重点》原子力防災体制整備事業		
①原子力防災対策計画の見直し	(国庫 14,481) 14,481	国の原子力災害対策指針を踏まえ、地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しを行うとともに、市町村計画の修正作業を支援する。
②緊急時通信連絡体制整備	(国庫 132,381) 132,381	1 緊急時通信連絡網の整備 緊急時における関係市町村や国等との連絡手段を確保するため、機器の維持管理を行う。 2 緊急時対応システム管理 緊急時におけるモニタリング情報を共有するシステム(ラミセス)の維持管理を行う。
③原子力防災資機材整備	(使用 700) (国庫 366,409) (諸収 9) 367,118	緊急時に必要な防災活動資機材、放射線防護資機材の整備及び維持管理を行う
④緊急時対応研修	(国庫 3,617) 3,617	市町村職員や消防・警察職員等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修参加を促す。
⑤オフサイトセンター保守整備	(使用 4,261) (国庫 78,852) (諸収 1,007) 84,120	オフサイトセンター(原子力災害対策センター)の維持管理を行う。
⑥原子力防災訓練	(国庫 25,935) (諸収 4) 25,939	緊急時における関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のための訓練を実施する。
計	(使用 4,961) (国庫 621,675) (諸収 1,020) 627,656	
2 《重点》原子力災害対策センター整備事業		
オフサイトセンターの建設	(使用 2,961) (国庫 53,833) 56,794	オフサイトセンターを整備する。

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
3 《重点》原子力安全監視対策事業		
①原子力発電所の安全確認	53,148 (国庫 52,889) (諸収 53)	廃炉に向けた取組状況について、原子力対策監や原子力専門員、専門家等で構成する廃炉安全監視協議会等により厳しく監視するとともに、廃炉安全確保県民会議により県民の視点でも確認を行う。
②現地駐在の運営	5,212 (国庫 5,186) (諸収 9)	汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組について、トラブル等の状況を迅速に把握するため、現地にて、直接、発電所からの情報収集を行う。
③広報・調査事業	63,533 (国庫 60,353) (繰入 2,398) (諸収 18)	原子力発電所の状況について、情報収集するとともに、県民に情報提供を行う。また、広報・調査等交付金を町に交付する。
計	121,893 (国庫 118,428) (繰入 2,398) (諸収 80)	
4 《重点》ふるさとふくしま帰還支援事業		
ウェブカメラ設置	135,396 (繰入 135,396)	リアルタイムでふるさとの状況を確認するために設置されたウェブカメラの維持管理費をカメラを設置する市町村に対し補助する。
合計	941,739 (使用 7,922) (国庫 793,936) (繰入 137,794) (諸収 1,100)	原子力安全対策課の事業合計

〈放射線監視室〉

事業名	H28当初予算額 (単位:千円)	内 容
1 緊急時・広域環境放射能監視事業		
①発電所周辺監視	736,691 (国庫 733,307) (諸収 3,074)	発電所周辺の空間放射線の測定や大気浮遊じん等の環境試料の核種分析を実施するほか、測定や分析に必要な機器等の整備・更新を行う。 各種研修の受講により、監視分析技術の向上及び情報収集を行う。
②全県モニタリング	799,120 (国庫 50,080) (繰入 748,955) (諸収 21)	全県的な生活環境における環境放射能モニタリングのため、空間放射線の測定や大気浮遊じん等の環境試料の核種分析を実施する。
③水準調査	23,226 (国庫 23,216) (諸収 10)	国からの委託を受け、空間線量率の測定や環境試料の核種分析を実施する。
④環境放射能監視結果の広報	15,129 (国庫 15,129)	環境放射能の測定結果について、ホームページにより情報提供を行う。
⑤環境放射能モニタリング対策補助金	421,572 (繰入 421,572)	帰還する住民の安心を確保するため、市町村が住民のニーズを踏まえたモニタリングを実施するための交付金を交付する。
計	1,995,738 (国庫 821,732) (繰入1,170,527) (諸収 3,105)	
2 放射線モニタリング基金積立事業		
①基金積立事業	923,556 (国庫 923,556)	国から交付される環境放射線モニタリング対策事業費補助金を基金に積み立てる。
②基金利子積立	819 (財収 819)	積み増しを行った基金について、資金運用により発生する利子を基金に積み立てる。
計	924,375 (国庫 923,556) (財収 819)	
合計	2,920,113 (国庫1,745,288) (繰入1,170,527) (諸収 3,105) (財収 819)	放射線監視室の事業合計

第4章 主要な行事

平成28年度主要な行事予定

月	行事名称 ※()内は実施日・期間	開催場所	参集範囲	担当課・室
5月	平成28年度避難指示区域内における大規模火災対応訓練 (5/26)	浪江町	各消防本部、緊急消防援助隊	消防保安課
6月	平成28年度福島県消防殉職者等慰靈祭 (6/10)	福島市(福島県消防学校)	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	第69回福島県消防大会 (6/11)	伊達市(伊達市保原体育館)	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	危険物安全週間 (6/5~6/11)			消防保安課
	火薬類危害予防週間 (6/10~6/16)			消防保安課
8月	平成28年度福島県総合防災訓練 (8/28予定)	会津若松市	関係機関	災害対策課 危機管理課
	防災の日及び防災週間 (8/28~9/3)			災害対策課
9月	第40回福島県消防操法大会 (9/4)	福島市(福島県消防学校)	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	救急の日 (9/9)			消防保安課
10月	高圧ガス保安活動促進週間 (10/23~10/29)			消防保安課
	平成28年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練 (10/12~10/13)	秋田県能代市	関係機関	消防保安課
	L Pガス消費者保安月間			消防保安課
	原子力防災訓練 (未定)	未定	関係機関	原子力安全対策課
11月	津波防災の日 (11/5)			災害対策課
	秋季全国火災予防運動 (11/9~11/15)			消防保安課
H29年 1月	防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間 (1/15~1/21)			災害対策課
1月 ~2月	国民保護共同図上訓練 (未定)			危機管理課
3月	春季全国火災予防運動 (3/1~3/7)			消防保安課

第5章

資 料

○各種計画

No.	計画名称	計画期間(年度)	担当課室
1	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画	H25～H32(H21に策定し、H25に改定)	危機管理課
2	福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）	H17～（隨時見直し）	危機管理課
3	福島県業務継続計画（本庁版）	H26～（隨時見直し）	危機管理課
4	福島県各地方業務継続計画	H27～（隨時見直し）	各地方振興局
5	福島県消防広域化推進計画	H22～	消防保安課
6	福島県地域防災計画（一般災害対策編）	S38～（毎年見直し）	災害対策課
7	福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）	H7～（毎年見直し）	災害対策課
8	福島県地域防災計画（事故対策編）	H11～（毎年見直し）	危機管理課
9	福島県地域防災計画（原子力災害対策編）	H12～（毎年見直し）	原子力安全対策課
10	地震防災緊急事業五箇年計画（第5次）	H28～H32	災害対策課
11	福島県石油コンビナート等防災計画	S52～（隨時見直し）	災害対策課
12	福島県原子力災害広域避難計画	H26～（隨時見直し）	原子力安全対策課
13	福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画	S48～（隨時見直し）	放射線監視室

1 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

この計画は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など10の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指して策定したものです。

この計画では、10の分野の間で、また、県民、事業者、自治会、ボランティア団体、NPOなどと県や市町村の間で、相互に情報を共有し合いながら、縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けたネットワークの形成につなげる施策を取りまとめたものです。

2 福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）（隨時見直し）

この計画は、武力攻撃や緊急対処事態における攻撃（大規模テロ等）から県民等の身体、生命及び財産を保護し、武力攻撃等が県民等の生活や経済に及ぼす影響が最小のものとなるよう、国民保護法第34条の規定に基づき県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項や武力攻撃事態、緊急対処事態における県の実施する国民保護措置等の詳細について定めています。

3・4 福島県業務継続計画（隨時見直し）

この計画は、東日本大震災及び原子力災害という大規模かつ複合的な災害により、県庁等における業務の遂行に大きな混乱と支障を生じたことから、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り安全安心を確保するため、県庁舎や各合同庁舎、職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくために策定したものです。

5 福島県消防広域化推進計画

この計画は、消防組織法第33条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために平成22年3月に策定したものです。

この計画では、今後の消防力の維持・向上についてそれぞれの地域において、どのような方策が効果的であるか、自主的・主体的な検討を進めることとし、県はその検討に積極的に参加、協力することで、住民の安全・安心の確保に取り組むこととしています。

6～9 福島県地域防災計画（毎年見直し）

この計画は、本県における総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防、応急対策、復旧計画などについて詳細に定め、地域住民の生命と財産を守るという地方自治体の基本的な責務を遂行する上で、極めて重要な役割を果たすものです。

この計画に基づき、災害に強い安全な地域社会づくりを推進するとともに、災害発生時には迅速かつ適切な応急対策を実施することとしています。

10 地震防災緊急事業五箇年計画（第5次）

この計画は、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備計画について平成28年度から平成32年度までの5か年を対象として作成するものです。

県、市町村等が行う情報通信連絡網、効率的な消火、救助活動を行うための消防施設・設備、災害応急対策活動を迅速に行うための緊急輸送道路等の整備事業について、計画的に実施することとしています。

11 福島県石油コンビナート等防災計画

この計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、本県の石油コンビナート等特別防災区域内の防災に関し、福島県、国の機関、関係市町、特定事業者などの処理する事務又は業務の大綱等を定めるとともに、総合的な防災対策の推進を図ることにより、災害の発生と拡大を防止し、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定しています。

12 福島県原子力災害広域避難計画（隨時見直し）

この計画は、新たな原子力災害発生若しくは、発生するおそれがある場合において、県民の安全・安心を確保するため福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう策定したものです。

原子力災害対策重点区域の13市町村ごとに避難先市町村及び避難施設、基本的な避難ルートを選定しています。

13 福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画（隨時見直し）

この計画は、原子力発電所周辺住民等の健康と安全の確保に資するため、県と立地町及び東京電力株式会社による安全確保協定に基づき、県が原子力発電所周辺地域において実施する環境放射能の監視測定について定めています。

福島第一原子力発電所の事故後においては、県が廃炉に関する新たな安全監視体制を構築するために設置した「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」に置いた「環境モニタリング評価部会」において、専門委員や関係市町村等の意見を聴きながら年度ごとにモニタリング計画を定めるとともに、測定結果を報告、公表しています。

○ 関係法令・所管条例等

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名 最終改定
危機管理課	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	平成15年 法律第 79号	内閣官房
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	平成16年 法律第112号	内閣官房・総務省
	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年 法律第 95号	内閣官房
	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	平成20年 条例第 80号	
	福島県民等保護協議会条例	平成17年 条例第 24号	
	福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例	平成17年 条例第 25号	H19.3.20
消防保安課	消防法	昭和23年 法律第186号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防施設強化促進法	昭和28年 法律第 87号	総務省
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	昭和31年 法律第107号	総務省
	消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	火薬類取締法	昭和25年 法律第149号	経済産業省
	武器等製造法	昭和28年 法律第145号	経済産業省
	高圧ガス保安法	昭和26年 法律第204号	経済産業省
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	昭和42年 法律第149号	経済産業省
	電気工事業の業務の適正化に関する法律	昭和45年 法律第 96号	経済産業省
	電気工事土法	昭和35年 法律第139号	経済産業省
	福島県消防表彰規則	昭和41年 規則第 43号	H21.10.27
	福島県防火管理者講習会実施細則	昭和36年 規則第 83号	H6.3.31
	福島県消防学校教育訓練規則	昭和41年 規則第 5号	H28.3.8
	福島県消防法施行細則	昭和46年 規則第 24号	H12.4.1
	福島県火薬類取締法施行細則	昭和51年 規則第 19号	H28.3.29
	福島県消防法関係手数料条例	平成12年 条例第 20号	H24.3.21
	福島県火薬類取締法関係手数料条例	平成12年 条例第 21号	H21.3.24
	福島県動力消防ポンプ性能試験規則	昭和30年 規則第 57号	H18.7.21
	福島県高圧ガス保安法関係手数料条例	平成12年 条例第 22号	H21.3.24
	福島県武器等製造法関係手数料条例	平成12年 条例第 23号	
	福島県電気工事士免状交付等手数料条例	平成12年 条例第 24号	
	福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 25条	H21.3.24

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名 最終改定
消防保安課	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 26号	
	福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第174号	H28. 3. 29
	福島県液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第175号	H28. 3. 29
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の規定による意見聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第176号	H28. 3. 29
	福島県火薬類取締法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 69号	
	福島県武器等製造法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 70号	
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 71号	
災害対策課	災害対策基本法	昭和36年 法律第223号	内閣府・総務省
	活動火山対策特別措置法	昭和48年 法律第61号	内閣府
	地震防災対策特別措置法	平成 7年 法律第111号	内閣府・総務省
	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年 法律第 84号	総務省
	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和37年 法律第150号	内閣府
	災害救助法	昭和22年 法律第118号	内閣府
	被災者生活再建支援法	平成10年 法律第66号	内閣府
	自衛隊法	昭和29年 法律第165号	防衛省
	気象業務法	昭和27年 法律第165号	気象庁
	電波法	昭和25年 法律第131号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	福島県防災会議条例	昭和37年 条例第 52号	H24. 10. 19
	福島県灾害対策本部条例	昭和37年 条例第 53号	H17. 10. 10
対策課 原子力	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例	昭和37年 条例第 54号	H19. 3. 20
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例施行規則	昭和38年 規則第115号	H19. 3. 20
	福島県災害救助法施行細則	昭和35年 規則第 49号	H22. 3. 23
	福島県石油コンビナート等防災本部条例	昭和51年 条例第 57号	H17. 7. 12
	核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	昭和32年 法律第166号	原子力規制庁
	原子力災害対策特別措置法	平成11年 法律第156号	経済産業省

○ 関係団体・出資団体

消防保安課

(平成28年3月31日現在)

団体等名称	代表者		所在地 住所	電話番号	県出資割合
	役職名	氏名			
(公財)福島県消防協会	会長	鈴木 英雄	〒960-8043 福島市中町 5-21 県消防会館内	(024) 522-5974	—
(一社)福島県消防設備協会	会長	志賀 義平	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1	(024) 529-7120	—
(一社)福島県危険物安全協会連合会	会長	渡邊 正恆	〒960-8043 福島市中町 5-21 県消防会館内	(024) 522-1848	—
(一財)消防試験研究センタ ー	理事長	鈴木 良一	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19階	(03) 3597-0220	0.03%
(一財)消防試験研究センタ ー福島県支部	支部長	小松 一彦	〒960-8043 福島市中町 4-20 みんゆうビル	(024) 524-1474	0.03%
福島県女性防火クラブ連絡 協議会	会長	渡部 光子	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県消防保安課内	(024) 521-7190	—
(一社)福島県L Pガス協会	会長	小西 正光	〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川 22-2	(024) 593-2161	—
(一社)福島県冷凍空調設備 工業会	理事長	川田 政雄	〒960-8162 福島市南町 449	(024) 545-5631	—
(一社)福島県火薬類保安協 会	会長	関根 昭蔵	〒960-8041 福島市大町 5-5 コスマモファーマ大町ビル内	(024) 521-3439	—
福島県一般高圧ガス協会	会長	伊藤 俊一	〒960-8803 郡山市横塚三丁目 16-8	(024) 942-8731	—
福島県電気工事工業組合	理事長	浅川 誠吾	〒960-8252 福島市御山字稻荷田 31-2	(024) 535-0477	—
福島県冷凍設備保安協会	会長	安藤 澄男	〒963-8071 郡山市富久山町久保田字太 郎殿前 2-6 郡山冷蔵製氷(株)内	(024) 944-1655	—
(一財)救急振興財団	理事長	高部 正男	〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-6	(042) 675-9931	2.1%

○ 附 屬 機 関 等

【審議会等】

(平成28年3月31日現在)

名 称	根拠法令等	事 項	女性委員 の 割合 (%)	担当課室
福島県防災会議	災害対策基本法 福島県防災会議条例	県地域防災計画の作成及びその実施の推進、知事の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議、防災関係機関相互の連絡調整	11.8	災害対策課
福島県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法 福島県石油コンビナート等防災本部条例	石油コンビナート等特別防災区に係る防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る指定防災機関相互の連絡調整	17.2	災害対策課
福島県民等保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 福島県民等保護協議会条例	指定地方行政機関の長等により組織され、知事の諮問に応じ、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議	14.5	危機管理課

【懇談会等】

(平成28年3月31日現在)

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進会議	福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱	安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価等に関することを協議	危機管理課
吾妻山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
安達太良山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	安達太良山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
磐梯山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
福島県原子力発電所安全確保技術検討会	福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱	安全確保協定に基づき、事前了解に係る技術的事項について協議	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱 (環境モニタリング評価部会運営要領、労働者安全衛生対策部会運営要項)	・福島第一原発廃炉等中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む）。 ・環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） ・廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の安全確保、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会）	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議	原子力安全対策課

【庁内連絡調整会議等】

(平成28年3月31日現在)

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議	福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱	安全で安心な県づくりの推進に関する各種施策の策定及び実施に関すること等を協議	危機管理課
福島県原子力行政連絡調整会議	福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱	原子力発電所に係る県民の安全確保の徹底及び原子力行政の適正かつ円滑な運営	原子力安全対策課

平成28年度

危機管理部事業計画書

編集・発行 福島県危機管理部危機管理課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-8651

E-mail : kikikanri@pref.fukushima.lg.jp

